

令和8年7月15日

農業委員会総会会議録

注：この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

柳井市農業委員会

第 3 7 回農業委員会総会会議録

- 1 開催日時 令和 8 年 7 月 1 5 日（水） 午前 9 時 0 0 分
- 2 開催場所 柳井市役所 3 階大会議室
- 3 出席委員

2 番	山重	義則	君	3 番	中元	茂雄	君
4 番	鈴木	喜義	君	5 番	菅岡	利夫	君
6 番	下土井	進	君	7 番	岡本	幸子	君
8 番	寺西	久美子	君	9 番	亀山	真由美	君
1 0 番	原田	淳一	君	1 1 番	勝本	澄人	君
1 2 番	齋藤	貴之	君	1 3 番	宮本	三雄	君
- 4 欠席委員
- 5 欠員 1 名
- 6 説明のため出席した者

事 務 局 長	楠原	慎太郎	君
事務局次長	中原	賢	君
- 7 記事ならびに議事録調整者

事務局主査	相本	裕紀	君
-------	----	----	---

会議に付議した事項

- | | |
|-------------|------------------------------------|
| 議案第 1 7 1 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 議案第 1 7 2 号 | 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 議案第 1 7 3 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 議案第 1 7 4 号 | 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更案に対する意見について |
| 議案第 1 7 5 号 | 農用地利用集積等促進計画（一括）の作成について |
| 議案第 1 7 6 号 | 農用地利用集積等促進計画（配分）案に対する意見について |

第37回農業委員会総会次第

議長 宮本君 それでは、ただ今より、第37回農業委員会総会を開会いたします。
出席委員は、13名中12名で、定足数に達しておりますので、総会
は成立しております。

議長 宮本君 会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員は、会議規則第16条の規定により、議長において
鈴木委員、菅岡委員を指名します。
次に、会期についてお諮りいたします。
本会議の会期は、本日一日限りとしたいと思いますが、ご異議ござ
いませんか。
（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。
よって会期は、本日一日限りと決定いたしました。

議長 宮本君 それでは、ただいまより議事に入ります。
議案第171号を上程します。
事務局から議案について説明をさせます。
次長。

次長 中原君 議案第171号 農地法第3条第1項の規定による許可申請につい
（3条-1） て、調書に基づきましてご説明いたします。
整理番号1番でございます。
申請地は、●●字●●●●●●番 地目 田 面積411㎡
です。利用状況は休耕中で、権利の種類は所有権の移転です。
渡人は耕作管理が困難なため、譲り渡すものです。
受人は申請地の近隣に居住しており耕作管理が便利のため、畑とし
て果樹の栽培を行うものです。
申請地の位置は資料に示していますが、●●●●●●から北に約30
0mの距離にある●●●●●●●●●●付近の農地です。
本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票
のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要
件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当し
ないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次長 中原君 続きまして、整理番号2番でございます。
（3条-2） 申請地は、●●字●●●●●●番 地目 田 面積3,252㎡
です。利用状況は休耕中で、権利の種類は所有権の移転です。

渡人は●●●に居住しており、耕作管理が困難なため譲り渡すものです。

受人は市内の認定農業者で、申請地の隣接及び近隣で営農を行っており、畑として果樹栽培の面積拡大を図るものです。

申請地の位置は資料に示していますが、●●●●●●●●から南西に約200mの距離にある●●●●●●●●付近の農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次長 中原君
(3条-3)

続きまして、整理番号3番でございます。

申請地は、●●字●●●●●●番 地目 畑 面積275㎡です。利用状況は休耕中で、権利の種類は所有権の移転です。

渡人は高齢で耕作管理が困難なため、譲り渡すものです。

受人は●●●に居住しており、夫婦で果樹の栽培を行うものです。

申請地の位置は資料に示していますが、●●●●●●から東に約600mの距離にある●●●●●●沿いの農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

整理番号1番につきまして、柳井大畠地区担当委員の意見を求めます。

菅岡委員。

5番 菅岡君

整理番号1番につきましては、6月30日に関係委員と事務局で現地確認を行いました。事務局の説明通りで、土地を購入して果樹の栽培ということでございます。資料のとおり、隣接の宅地を有しており、将来的には家を建てるため、今後の管理についても心配ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 宮本君

整理番号1番につきまして、他に質疑はございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

整理番号1番につきましては、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 続いて、整理番号2番及び3番につきまして、新庄余田地区担当委員の意見を求めます。
原田委員。

10番 原田君 整理番号2番ですが、6月30日に現地を調査しております。事務局の説明通りで問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひします。3番についても、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 宮本君 整理番号2番及び3番につきまして、他に質疑はございませんでしょうか。
(質疑なしの声あり)
整理番号2番及び3番につきましては、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 それでは、質疑を終了し、議案第171号の整理番号1番から3番につきまして、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。
(全員異議なく挙手)
全員挙手と認めます。
よって、議案第171号の整理番号1番から3番につきましては、可決・承認と決めます。

議長 宮本君 続きまして、議案第172号を上程します。
事務局から議案について説明をさせます。
次長。

次長 中原君 議案第172号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、調書に基づきましてご説明いたします。
(4条-1) 整理番号1番でございます。
申請地は、●●字●●●●●●番 地目 田 面積129㎡です。
申請地は既に団地内の通路になっており、このたび相続登記にて分かったものです。明確な経緯は不明ですが、団地の造成時期から考えると、現所有者の父親が所有時に施工され、所有者個人の利便性を図ったものではないと推測されます。
申請地の位置は資料に示していますが、●●●●●●から北西に約300mの距離にある●●●●●●線沿いの農地です。
審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、立地基準は特定施設の●●●●●●から300m以内の第3種農地であり、原則許可するもので、一般基準についても適当と考えます。
以上で、事務局からの説明を終わります。

以上で、補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

整理番号 1 番につきまして、新庄余田地区担当委員の意見を求めます。

原田委員。

10番 原田君

整理番号 1 番につきましては、6 月 3 0 日に現地調査をしております。ご覧のとおりで、このような農地がなぜ残っているのか不明ですが、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 宮本君

整理番号1番につきまして、他に質疑はございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

整理番号1番につきましては、質疑なしと認めます。

議長 宮本君

それでは、質疑を終了し、議案第１７２号の整理番号１番につきまして、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第１７２号の整理番号１番につきましては、可決・承認と決します。

議長 宮本君

続きまして、議案第173号を上程します。

事務局から議案について説明をさせます。

次長。

次長 中原君
(5条-1)

議案第173号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、調書に基づきましてご説明いたします。

整理番号 1 番でございます。

申請地は、●●字●●●●●番 地目 田 面積1, 4 6 2 m²外
1筆 合計 田2, 1 2 1 m²です。

利用状況は休耕中で、権利の種類は所有権の移転です。

渡人は高齢で耕作管理が困難なため、譲り渡すものです。

受人は、●●●●に本店のある建設業を営む法人で、申請地●●●●番●の隣接に柳井支店の社屋を新築し、申請地を社員用駐車場３８台及び事業用資材置場に整備するものです。

申請地の位置は資料に示していますが、●●●●●●から北に約 200 m の距離にある●●●●●●付近の農地です。

審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、立地基準

は都市計画法の規定による用途地域が定められた区域内農地の第3種農地であり、原則許可するもので、一般基準についても適当と考えます。

次長 中原君
(5条-2)

続きまして、整理番号2番でございます。
申請地は、●●字●●●●●●番 地目 畑 面積385㎡です。
利用状況は休耕中で、権利の種類は所有権の移転です。
渡人は高齢で耕作管理が困難なため、譲り渡すものです。
受人は現在●●の借家に家族で居住しており、子供の成長に伴い、申請地に自己用住宅を建築するものです。
申請地の位置は資料に示していますが、●●●●●●から南に約200mの距離にある●●●●●●沿いの農地です。
審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、立地基準は概ね10ha未満の小集団の第2種農地と判断され、周辺に転用目的のための土地が他になく、一般基準についても適当と考えます。
なお、申請地は地域計画の区域内農地のため、地域計画から除外してよろしいか併せてご審議をお願いいたします。
以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。
それでは、ご審議をお願いいたします。
整理番号1番につきまして、柳井大畠地区担当委員の意見を求めます。
菅岡委員。

5番 菅岡君

整理番号1番につきましては、6月30日に現地調査を行っております。●●●番●については、周辺に農地はございません。●●●番については、一部は農地に接しておりますが、雨水等は、既存水路で処理をするということで、転用されても特に周辺農地に及ぼす影響はないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 宮本君

整理番号1番につきまして、他に質疑はございませんでしょうか。
(質疑なしの声あり)
整理番号1番につきましては、質疑なしと認めます。

議長 宮本君

続いて、整理番号2番につきまして、新庄余田地区担当委員の意見を求めます。
原田委員。

10番 原田君

整理番号2番につきましては、6月30日に現地調査をしております

す。特別問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしく願います。

議長 宮本君 整理番号２番につきまして、他に質疑はございませんでしょうか。
(亀山委員が挙手)
それでは亀山委員

９番 亀山君 先ほど地域計画範囲内と言われたのは整理番号２番のことですか。
それは、どのように解釈したらよろしいか教えてください。

次長 中原君 市が策定しております地域計画の区域は、農用地いわゆる青地、場所によっては農用地外いわゆる白地も含まれております。これまで農用地、青地につきましては申請前に市長より諮問というかたちで、意見の伺いがきますが、農用地外白地については軽微な変更ということで、本件から転用の審議とあわせて地域計画から除外してよいかということ審議します。

９番 亀山君 よく分かりました。ありがとうございます。ここは第２種農地で白地ですが、地域計画に入っていた場所。事前の諮問がなくここで協議してほしいということであれば、先輩方のご意見を頂けたらと思います。

議長 宮本君 伊陸や日積でもそうですが、白地というものがあります。白地だと中山間にも入れず、まるで特別扱いのようなものです。
ほかに質疑はございますか。
(質疑なしの声あり。)
整理番号２番につきましては質疑なしと認めます。

議長 宮本君 それでは、質疑を終了し、議案第１７３号の整理番号１番及び２番につきまして、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。
(全員異議なく挙手)
全員挙手と認めます。
よって、議案第１７３号の整理番号１番及び２番につきましては、可決・承認と決めます。

議長 宮本君 続きまして議案第１７４号を上程します。
事務局から議案について説明をさせます。
次長。

次長 中原君 議案第174号 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更案に対する意見について、ご説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定により、柳井市長より地域計画の変更案について、この会の意見を求められています。

地域計画からの除外対象農地の一覧表を付けておりますが、転用につきまして、総会にてすべて可決・承認されたものです。

地域計画区域内の農用地の転用につきましては、申請前に市長よりこの会に諮問されておりますが、農用地外につきましては今まで諮問が洩れており、このたび一括して意見を求められたものです。

なお、農用地外の地域計画からの除外につきましては軽微な変更として、今後は総会時に転用審議と併せて行いたいと思います。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君 以上で、補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いします。

質疑はございませんでしょうか。

（下土井委員が挙手）

それでは下土井委員

6 番 下土井君 一覧表の大字、小字、地番が抜けていることが散見されますが、これはどういうことでしょうか。

次長 中原君 地区によっては住居表示の関係で空欄になっているものと思います。

6 番 下土井君 5月15日の●●●●●●●●。これは空欄になるのは理解できます。1月15日小字の●●●●があります。大字がありません。これは理解できません。6月16日●●●●●●●●があります。何も入ってなくてその他。これも何やら理解できません。他にもあるんですが。

次長 中原君 ●●●●につきましては、小字の欄ではなく大字の欄に入るのが正しいと思います。

6 番 下土井君 よろしいですか。何が言いたいかと言いますと、市長部局が農業委員会に判断を求めています。農林水産課が作った書類と思いますが、それに不備があるので農業委員会がわざわざ説明する必要はないと思います。不備のある書類であれば、議案に載せる以前に市長部局に差し戻し、修正されるのが農業委員会の基本的なスタンスではないかと思っています。不備のある書類を受理して、議案にあげてもらっては困るということです。

局長 楠原君 下土井委員のお話はよく分かりました。申し訳ありません。以後そのようにしたいと思います。これにつきましては、先ほど次長が申したとおり、今の住居表示であるとかほ場整備については、汲み取っていただき、ご審議をお願いします。今ご指摘あったことについては、十分市長部局とも協議してまいりたいと思います。

6 番 下土井君 そう言われても一番下は理解できないですよ。どういうことですか。6月16日の●●●●は。

局長 楠原君 ●●●●については、ほ場整備前にそこが地域計画に入っていましたが、ほ場整備をして換地を行うなかでその地番が外れたということでございます。

6 番 下土井君 空白だからどこかも分かりません。そんなことを言われても理解しようがないと思います。

局長 楠原君 分かりました。これについては、旧地番を確認したいと思います。

6 番 下土井君 もう一度よく精査して、出し直してもらったらいんじゃないですか。以前から多いですよ。行政部局からミスのある書類が議案にあがってくるのが。前も言ったはずですけどね。

局長 楠原君 ●●●●の件は後ほど確認したいと思います。これについては6月の件ですので、どこの部分か確認したいと思います。次のページに修正がございまして、このあたりは指摘し、修正していただいた部分でございます。

5 番 菅岡君 下土井委員から指摘があったほ場整備の関係ですが、今後も出てくると思います。●●についても●●についても。ほ場整備の関係で変更が生じたという場合には、図面を付けていただければ皆さん理解できるのではないかと思います。その辺を農林水産課に進言していただければ助かると思います。

局長 楠原君 分かりました。今後はほ場整備関係、換地を伴うものについては、図面を付けて皆さんにお示ししたいと思います。ただいま疑義のあった●●●●については、調べております。

6 番 下土井君 それだけではなく、他もあるんですよ。農業委員会が馬鹿にされている話じゃないですか。字も入っていない資料が。もっとちゃんとし

た資料を出せということですよ。

5 番 菅岡君 それと●●●●●●は地域計画に入っていますか。都市計画の用途区域ではないですか。

局長 楠原君 申し訳ありません。この件は不備が多いため、保留ということにしたいと思います。差し戻して次回修正した資料を提出させます。

9 番 亀山君 資料の続きに添付してある地域計画の変更案に対する意見についてという資料はどういった書類なのでしょうか。

局長 楠原君 先ほど次長の説明にもありましたように、地域計画を変更する場合、市長部局が農業委員会、土地改良区及び他の団体の意見を聞いていきます。そのなかで今回は、農業委員会の意見を聞いていくということでございます。

9 番 亀山君 同じものが土地改良区にも。

局長 楠原君 土地改良区にも同じように聞くかどうかは別です。それぞれに意見があるということであれば、必要ですが全部が全部同じものではないということです。

9 番 亀山君 わかりました。もう少し新人にも分かるように説明を頂けたらと思います。

議長 宮本君 すぐに審議することができないため、議案第174号については、保留とし、次回以降の審議とします。

議長 宮本君 続きまして議案第175号を上程します。
農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与が制限されますので、下土井委員は議事に参与しないこととします。
それでは、事務局から議案について説明をさせます。
次長。

次長 中原君 議案第175号 農用地利用集積等促進計画（一括）の作成について、ご説明いたします。
農用地利用集積等促進計画（一括）一覧表をご覧ください。
農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条第3項の規定に基づき、市長より令和8年6月25日付けで、農業委員会にこの集積等促進計画の決定を求められています。

計画は1件2筆 地目 畑 合計面積545㎡です。

貸人、借人及び公益財団法人やまぐち農林振興公社の三者による一括方式での契約です。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

質疑はございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

議長 宮本君

それでは、質疑を終了し、議案第175号につきましては、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第175号につきましては、可決・承認と決めます。

議長 宮本君

続きまして議案第176号を上程します。

事務局から議案について説明をさせます。

次長。

次長 中原君

議案第176号 農用地利用集積等促進計画（配分）案に対する意見について、ご説明いたします。

農用地利用集積等促進計画（配分）一覧表（案）をご覧ください。

本件は、先月15日に開催されました第36回総会の議案第170号の一部について継続審議になった案件で、令和8年6月25日付けで、再度市長よりこの農用地利用集積等促進計画（配分）案の決定を求められています。

継続審議となった理由は、●●氏が借り受けている農地の多くが耕作されておらず、今年の苗の手配もされていない状況で、新たな借り受けには疑義があるとの内容でした。

これを受け、6月17日に●●氏、農業委員会事務局長及び市農林水産課担当者の三者が集まり、今後の作付予定等について●●氏に聞き取りを行いました。

今年の苗の手配につきましては、当初の依頼先から入手できなくなり、新たに入手先を探すことになったため予定より作付が遅れております。現在は、農地面積の全体に相当する3,000箱を確保しているとのことで、事務局が入手先への事実確認と育成状況を確認しております。

また、持病があるものの、全体的に耕作を行う意思が十分あることも確認いたしました。

その後、事務局にて数回にわたり全体の進行状況の現地確認を行い、直近は7月13日に行ったところ、作付又は代掻きが全体の6割程度行われており、今後も順次作付作業が進められると思われます。

これらの聞き取り調査の結果やほ場整備中で条件の悪い農地の不耕作等を考慮していただき、ご審議をお願いいたします。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

質疑はございませんでしょうか。

(下土井委員が挙手)

それでは下土井委員

6 番 下土井君

今回は私の案件がないため、正式に言いますが、●●氏には、はっきり言って反対です。今年ためし耕作で1年は良いとして、しかしそれ以後10年というのはこの前も意見として言いましたが、畑が4反、5反ありますのでまず無理です。一人で65歳を過ぎた人が。

既存の公社から利用権設定を受けたところが、ほったらかしになっています。今年新たなところを一部していますが、ほぼほぼ植えたのかな。しかし、まだ今から植えようというのは、現実問題稲を作ってできるのかというのは、まず無理ではないでしょうか。このまま担い手ということで任すのは、大変なことになるのではないのでしょうか。

6月の時に保留したので、出し手の組織、農地利用改善組合の会長にも話をしています。やはり無理かなという話で。●●氏は返事は凄くいいのですが、現実問題今までも色々問題があるので、この広域の広い面積を預けるのは、非常に難しい。問題が出てくるのではないかなと思います。最悪の場合、今年ためし耕作をやって来年に向けて、ほ場整備に不備があるところを直してもらう話があります。そこを作ってもらって、他の人が作るという話にはならないので、ほ場の状況を確認してもらうのは必要かなと思います。それで手を切るという話、つまり10年ではなく利用権は1年ということで、許可をお願いできればと思います。

地元にはまだ一つも市長部局としてアクションがありません。だから組織を作るのであれば、以前も亀山委員が言われたように、行政指導で組織化の話をしてもらわないと。皆素人なので、分かりませんので、そのあたりも含めて●●氏の案件はしっかり、地元で協議をしていかなければいけない話だと思います。今年植えたから、本人がやる気があるからといって気持ちは分かりますが、それだけではいいと

いう話にはなりません。彼は言うてはいけませんが、権利をもらったら後は、ほったらかしにしてもいいんだという状況に今年なっています。そういう話にまたなりそうとありますので、しっかり協議していただけたらと思います。

局長 楠原君

下土井委員が言われたように、10年ということですが当然10年後、どなたなら絶対大丈夫ということは、ありえない訳でございます。今言われたように、農地利用改善組合を作られてどういう風に活用するかを話されていると思います。その中で、できなくなったら誰が作るかという話をするのは、十分あると思います。決して絶対10年やらなければならない話ではなくて、体力に応じたかたちで見直していくことを話されたら良いのではないかと思います。

6 番 下土井君

それは表面上はそうです。わかっています。もらったら離さないの、そういった人に渡すなということです。分かりますか。

だから1年なら1年で切って、皆で考えて組織化をしたいとだいたい話しています。10年渡したら権利だからという話、権利はすごく言ってきます。そんな風になる可能性があるからいけないという話。

去年、一昨年もらった分を作らずほったらかしにしています。それで何故今年のを作るのですか。まだ決まってもないものを。順序が逆ではないですか。今利用権が設定されているところをまず作って、それから新しいところではないですか。

原田委員、まだ新庄もまだやっていないところありますよね。

10 番 原田君

一応私も見に行きましたが、全部が全部は分かりません。どこからどこまでの範囲がというのが、分かりませんので答えようがないです。

6 番 下土井君

道路沿いは見えるところはやっていますか。

10 番 原田君

やっているとは思いました。一応確認はしました。

6 番 下土井君

見えないところはほったらかしになっている所もあります。

議長 宮本君

地主からしたら、誰かにやってもらわないといけない問題ですよ。

6 番 下土井君

今年は良いんですよ。今年はもうしょうがないです。

議長 宮本君

中間管理機構を通さずということですか。

6 番 下土井君

機構に丸投げすればいいんですよ。機構にも考えさせればいいんで

すよ。機構に預けたいというのはたくさんありますが、機構が双方に受け手と出し手の話がついた分しか受けません、と話をしていますよね。そこに問題提起すればいいんですよ。

局長 楠原君 そこはお互いに話をしている部分なので、機構に預けたら10年なら10年なので、ここで3年に変えたり1年に変えるのはできません。

6 番 下土井君 機構に問題提起すればいいじゃないですか。農業委員会からこういった意見が出たと。

局長 楠原君 意見としては話すことはできますが、そこを覆して1年にしようとかは言えません。

5 番 菅岡君 ちょっといいですか。下土井委員が言われていますが、これを保留にすると地主が全部作らなければいけない状況になります。2段階はあくまで10年というかたちになっていますので、1年ということになると、これを一括に変えなければいけません。中間管理機構に預けると公社が担い手に配分するので、その配分する相手が耕作出来ないのであれば公社としてもそこをどうするか。10年間ほっておくというのではなく、こんな条件だと配分先を変えなくてはいけないとルールが公社にもあろうかと思えます。その辺を確認していただいて、今回は通していかないと地主さん困りますので、そのあたりを十分留意して、今回はどうかなと思っています。

議長 宮本君 機構に問い合わせことはできます。今回農業委員会総会でこんな意見が出たと問い合わせことはできます。それから機構がどう言うてくるかですよ。

9 番 亀山君 機構に問題提起するのはまず一つ。その前に三者で、●●氏に事務局に来てもらって話し合いをしたと言われましたが、話し合いだけではなくて、実際以前貸してところをどれくらい作って、どれくらい荒れているのかを確認していますか。

局長 楠原君 それは今あわせて確認して作付け及び代掻きが6割程度です。先ほど次長が述べたように実際現場を見えています。

9 番 亀山君 6割作っていたら。

局長 楠原君 6割が良いというわけではなく、現状がそのようになっているということです。ほ場整備に伴って、土地が緩くなって入れなくなってい

たりそういった部分があります。それから苗が本当にあるかということで、確保していることを確認しています。そういったことも踏まえてどのようにご判断するかということです。

下土井委員が懸念されているのは、今年はどうか分からないが将来的には出来ないのではないかとということです。

議長 宮本君 それは懸念であって、機構には農業委員会のなかでこういった意見があるのでどうでしょうかと問い合わせることはできますよね。

局長 楠原君 それはできます。

6 番 下土井君 当事者しか聞いてないのが問題なんですよ。改善組合の代表に聞いてください。困ってるんですよ。

局長 楠原君 ●●●●氏ですか。

6 番 下土井君 はい。●●●●氏に話はしています。●●●●氏からもどうかと話はあります。しかし●●●●氏は返事が良いだけなんです。組織で受けるようにしなければ、今年はすぐは無理ですが。●●地区でなんとかしないと、という話はしています。そこまでは改善組合の代表も理解しています。組織化にあたっては素人なので、そこは行政指導で指導してもらわないと来年4月までに組織化するというのは難しいところがあります。以前から言っていますが、動いていないです。

議長 宮本君 ほ場整備はしていますか。

6 番 下土井君 いま途中です。面的な工事は済んでいます。

局長 楠原君 今進行中で仮地番です。そこを借りて耕作しようということです。

議長 宮本君 改善組合にはこの方も入っていますか。

6 番 下土井君 入っているというか、受け手の名前で。担い手としての名前で。

議長 宮本君 改善組合として、担い手と出し手との話し合いがありますよね。

6 番 下土井君 まだ組合としてはやってないです。

議長 宮本君 それはしないといけませんね。

6 番 下土井君 それはほ場整備の時に最初にエリア分けをするじゃないですか。

誰が作るかという計画のままの状況です。

議長 宮本君 前回も言ったように、行政も中間管理機構も内容を分かっていない。誰がわかっているかというのと、地元の改善組合が一番分かっています。その辺でもう少し話を煮詰めないと、行政に指導しろと言っても始まりませんよ。向こうがやりますと言えばそれで終わりですから。

改善組合を含めて受け手と出し手でじっくり話をして、5年先10年先どうしようかと、ある程度改善組合が前に出て話をしないと。ただ意見を言うだけでは、始まらないと思います。中間管理機構も行政もどちらもどうしていいか分からないと思います。

私も改善組合作っています、地元の人とじっくり話をしています。

6番 下土井君 そこがまだなんとも。なかなかそこまでいかないんです。

議長 宮本君 今承認するところのままになりますね。話が決まらなくなれば、このまま待たないといけないということですね。

6番 下土井君 だから、1年で承認してというのができないですか。

局長 楠原君 それは無理です。それはお互いで10年と決まったので総会で1年にすることはできません。

6番 下土井君 5年くらいはありますか。

局長 楠原君 5年がありますが、ここでは変更はできません。

議長 宮本君 都合により解約は1年でもできますね。

6番 下土井君 都合によりができるのならいいですよ。

局長 楠原君 そこが改善組合で話すことだと思います。

6番 下土井君 改善組合はやる方もまだよく理解していない状態です。

局長 楠原君 そこが話す部分だと思うんですよ。実際できないと誰かが作らないといけません。そこを調整するのが●●の改善組合だと。地元の意見も聞かないといけませんし、先ほど会長が言われたように●●では、地元の中にある程度行政も入りながら進めていってるところです。

同じように●●も進めていくべきだと思います。

- 9 番 亀山君 改善組合というのは農地利用調整組合ですか。
- 局長 楠原君 調整するという感じですね。任意の団体ですが、そういうのを●●では作っておられ、今後どうしていくかを考えていこうということです。
- 9 番 亀山君 担当は農林水産課でしょうか。
- 局長 楠原君 そうなるでしょうね。やるとすればそういったところが、ある程度フォローするということになるでしょうね。地元の思いがあるので主導は難しいです。
- 9 番 亀山君 それは農林の担当の人も入ってしっかりされるのが筋じゃないですか。
- 局長 楠原君 どういう風なかたちというのはあるかと思いますが。どちらにしても地元の意思が一番です。それに対してどういう風に進めていくかというところで、話が進んでいないと下土井委員が述べたところです。
- 9 番 亀山君 でも先月から話が進んでいると聞いているので、その状況を聞き取って農林が入って話をまとめてあげるべきではないですか。
- 局長 楠原君 農林がまとめるというか、ちょっと違います。あくまで行政主導ではなく。
- 議長 宮本君 行政が入っても内容については言えないです。地元の改善組合が前に立って話をまとめないと。行政がああしろ、こうしろと強制力はないです。
- 9 番 亀山君 ああしろ、こうしろではないのですが。
- 5 番 菅岡君 前に事務局から聞きましたが、この契約を承認しないと今度は賃借料を公社が払えない。期限が近づいているとの話を聞いたんですが、今回を逃すと払えないと賃借料の支払いが出来なくなると聞きましたが、その辺はどうでしょうか。
- 局長 楠原君 事務的なことになってしまいますが、7月末までに決まらないと借り手が地主にそれぞれ払うデメリットが出てきます。自分で100件なら100件支払うことになります。

6 番 下土井君 今年はそれが生じるので1年で許可をして、払わせて。来年権利が切れていればフリーで出来るので、組合ともしっかり話してなんとか受け皿を作っていこうと思います。29日に役員会がありますが、その前も5月に否決しているので、●●●がどこまで作れるかという話もあります。しかし、あそこの畑は無理です。●●●の中で何とか組織、受け皿、●●●●氏を入れないということではないが、入ってもらって彼単体ではなく複数の組織を作って、やれるような状態を作れないかというところまで話してあります。

議長 宮本君 そちらで進めるしかないですね。

局長 楠原君 そこは進めていただいて、途中で合意解約で解約して貸し借りの組み換えも出来るわけですから。

6 番 下土井君 上手に理解する人ならいいですよ。そうでないから言うんです。

局長 楠原君 この場で変えられる事ではないので、ここでは承認をしていただいて、あとは今の改善組合で話し合ってもらって、新たに貸し借りをかえていく形をとるのが良いかと思います。

誰がいつ作れなくなるとか分からないですから、その為に改善組合がありますので、承認していただいて段階踏んでいかれるのが良いかと思います。

6 番 下土井君 それは分かります。しかし行政が口を出せないと言いますが、私が入院していた時に私のを放せって言われました。そのくらい権限持っているんですよ。私がどんな状態化も知らないのに幹部が言いました。だから今の河添氏に対しても出来ないことはないです。逃げてるだけですよ。

議長 宮本君 改善組合でそういう話も地元も大事ですが、その時に行政に入ってもらって。

6 番 下土井君 しっかりやってもらわないと。今日帰って改善組合の会長にはこういう話になってと状況を話します。とにかく地元がやらないといけないのは分かっています。

議長 宮本君 これは案なので今日承認するかどうかで、承認して一年たって様子見て、改善組合も進めていってまた一年先に結果を見て、やるかもしれないし、やらないかもしれません。

6 番 下土井君 その時に、はがせないでしょう。

議長 宮本君 それは、行政が音頭をとって話の場についてもらわないと。それが行政の役目です。

6 番 下土井君 権利もらったら離さないでしょう。それが困っているんですよ。

局長 楠原君 そのあたりは、ほ場整備しているので、どのくらい作付けしないといけないとか。作付けがなかったらゼロになるので。そこは受けた方と話をして、全部作付けが絶対条件だからという話をして。頑なに固執しても皆さんが迷惑するだけです。ほ場整備の条件満たさなくなるので。

今は、機構が間に入っていますが昔は相対でやってたわけですから。それに隣の人が貸したらいけないとは言えないです。今回は、ほ場整備が絡んできてますので、色んな事業の条件があるので作付けしていないのは良くありません。そういったことも含めて地元で考えて、今回は承認して将来的なことについて考えることがベターと思います。

議長 宮本君 改善組合の集会は全員出し手の人も来ますか。

6 番 下土井君 来ないと思います。まだ仮なので印鑑もついてないです。

議長 宮本君 今度は出し手の人の意見も借り手の人にしっかり言わないと。あの人には貸さないとか。地権者が一番強いので。

6 番 下土井君 ●●氏のやり方では作ってほしくないとか、地主の意見も聞かないと。

議長 宮本君 地元の改善組合と調整してもらって、徐々に変えていく方向でいきたいと思います。これはこれで承認するかしないか、採決をとりたいと思います。

議長 宮本君 それでは、質疑を終了し、議案第 176 号につきましては、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

挙手多数と認めます。

よって、議案第 176 号につきましては、可決・承認と決めます。

議長 宮本君 以上をもちまして総会は閉会とします。

(閉会 午前 10時 10分)